

たつの市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚に伴う夫婦の新生活の経済的負担を軽減することにより、本市における少子化対策の強化及び定住の促進を図るため、予算の範囲内で結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻の届出をした世帯をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻の届出をした日をいう。
- (3) 住宅取得費用 市内での住宅の取得（婚姻日から起算して1年前の日以後に取得された住宅に係るものに限る。）に要した費用（土地の取得等に要した費用を除く。）をいう。
- (4) リフォーム費用 市内での住宅のリフォーム（婚姻日から起算して1年前の日以後に実施された住宅のリフォームに限る。）に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (5) 住宅賃借費用 市内での住宅の賃借（婚姻日から起算して1年前の日以後に賃借されたものに限る。）に要した費用（住宅の賃料及び共益費に限る。）をいう。
- (6) 引っ越し費用 住宅への引っ越しに当たり、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (7) 貸与型奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他学資として貸与される奨学金で市長が認めるものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方又は一方の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載されている住所が申請に係る市内の住宅の住所であること。

- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (3) 所得証明書を基に、新婚世帯の前年の所得の額（4月から6月までの間は、前前年の所得とし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額）が500万円未満であること。
- (4) 夫婦の双方が、国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱による補助金を受けて実施する他の地方公共団体の事業に基づく補助を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方が、市税を滞納していないこと。
- (6) 夫婦の双方が、たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 第6条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた日から本市に継続して3年以上定住する意思を有すること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用（いずれも令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新婚世帯が支払った費用に限る。）を合算した額から次に掲げる額を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 夫婦の双方又は一方が勤務先から支給を受けた補助金の対象となる住宅の賃借に相当する額
- (2) 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分の額
- (3) 他の公的制度による助成対象となる部分の額

2 補助金の上限額は、1世帯当たり30万円とする。ただし、夫婦の双方が婚姻日において29歳以下のときは、1世帯当たり60万円を上限とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 結婚を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）
- (3) 夫婦双方の住民票の写し
- (4) 夫婦双方の所得証明書
- (5) 夫婦双方の納税証明書（完納証明書）
- (6) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（当該貸与型奨学金の貸与を受けている場合に限る。）
- (7) 申請に係る住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を取得した場

合に限る。)

(8) 申請に係る住宅の工事請負契約書又は請書の写し(住宅をリフォームした場合に限る。)

(9) 申請に係る住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(10) 申請に係る住宅に対し、支給されている手当その他の金銭について分かる書類(住宅手当等支給証明書(様式第3号)又は住宅手当等の額を確認できる給与明細)(住宅を賃借している場合に限る。)

(11) 申請に係る住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用を支払ったことが分かる書類

(12) 引っ越し費用を支払ったことが分かる書類(引っ越しした場合に限る。)

(13) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該交付申請者に通知し、補助金を交付する。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、結婚新生活支援事業補助金却下通知書(様式第5号)により当該交付申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知する。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、結婚新生活支援事業補助金返還命令書(様式第7号)により通知する。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

- 2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金に係るこの告示の規定の適用については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

たつの市長 様

【申請者】住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
電話番号 ()
【配偶者】住 所 ☐申請者と同じ
氏 名
生年月日 年 月 日

結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、たつの市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、私（申請者）及び配偶者は、申請事項の確認のため、他の公的制度による住宅補助等の受給状況及び過去の当該補助と同様の趣旨による補助の受給有無等の調査を市長が実施することに同意します。

1 申請内容

1	婚姻年月日	年 月 日		
2	新居に住民票をおいた日	(申請者) 年 月 日 (配偶者) 年 月 日		
3	所得額（貸与型奨学金を返済している場合は、その金額を控除した額）	(申請者) _____円 (配偶者) _____円 (合計) _____円 (※500万円未満)		
4	対象経費の内訳 居住費	住宅取得	契約締結年月日	年 月 日
※土地取得等は対象外		契 約 金 額	円	
		領収書記載額（A）	円	
		リフォーム	契約締結年月日	年 月 日
		契 約 金 額	円	
		領収書記載額（B）	円	
		住宅賃借	契約締結年月日	年 月 日
家 賃 (C)			円	
共 益 費 (D)			円	
住 宅 手 当 等 (E)			円	
実質住宅賃借費負担額（F） (F) = (C) + (D) - (E)	円			

	引越費用	引越日	年 月 日
		費用 (G)	円
5 その他の助成を受けた額 (H)			円
6 対象経費合計 (I) : (A) + (B) + (F) + (G) - (H)			円
7 補助金申請兼請求額 (1,000 円未満の端数は切捨て) ※ (I) と 30 万円 (夫婦ともに29歳以下は60万円) を比較して 少ない方を記入してください。			円

2 振込先指定口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協		金融機関 コード				
店 舗 名	本店・支店 出張所		店舗コード				
口 座 番 号						口 座 種 類	普通 ・ 当座
フリガナ							
口座名義人							

添付書類

- (1) 誓約書 (様式第2号)
- (2) 結婚を証明する書類 (婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本)
- (3) 夫婦双方の住民票の写し
- (4) 夫婦双方の所得証明書
- (5) 夫婦双方の納税証明書 (完納証明書)
- (6) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類 (当該貸与型奨学金の貸与を受けている場合に限る。)
- (7) 申請に係る住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し (住宅を取得した場合に限る。)
- (8) 申請に係る住宅の工事請負契約書又は請書の写し (住宅をリフォームした場合に限る。)
- (9) 申請に係る住宅の賃貸借契約書の写し (住宅を賃借している場合に限る。)
- (10) 申請に係る住宅に対し、支給されている手当その他の金銭について分かる書類 (住宅手当等支給証明書 (様式第3号) 又は住宅手当等の額を確認できる給与明細) (住宅を賃借している場合に限る。)
- (11) 申請に係る住宅の取得費、リフォーム費用、賃借費用を支払ったことが分かる書類
- (12) 引っ越し費用を支払ったことが分かる書類 (引っ越しした場合に限る。)
- (13) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

結婚新生活支援事業補助金の交付を受けるに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 私（申請者）及び配偶者は、過去に、当該補助又は当該制度と同様の趣旨による他の地方公共団体の事業に基づく補助を受けていません。
- 2 私（申請者）及び配偶者は、たつの市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年たつの市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 3 私（申請者）及び配偶者は、補助金の交付の決定を受けた日から3年以上継続してたつの市内に住民票を有し、かつ、たつの市に居住する意思があります。
なお、私（申請者）及び配偶者の申請後3年間の転入出の状況について市長が調査することに同意します。
- 4 私（申請者）及び配偶者は、市税の滞納はありません。
- 5 私（申請者）及び配偶者は、申請内容に虚偽があった場合には、当該補助金を全額返還します。

たつの市長 様

年 月 日

（申請者）氏 名

（配偶者）氏 名

様式第3号（第5条関係）

住宅手当等支給証明書

年 月 日

たつの市長 様

給与の支払者 所在地
名 称
氏 名
電話番号 ()

下記の者の住宅手当等の支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当等の支給状況

(1) 支給している。 (2) 支給していない。

(年 月現在)
住宅手当等 月額 円

【注意事項】

- 1 住宅手当等とは、住宅に関して給与等の支払者が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額をいいます。
- 2 住宅手当等の支給状況については、(1)又は(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当等を支給している場合は、直近の住宅手当等の月額を記入してください。
- 4 内容について、給与等の支払者に市から問合せをする場合があります。

様式第4号（第6条関係）

結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

たつの市長



年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援事業補助金の交付については、たつの市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金の交付条件
 - （1） 交付決定者は、たつの市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
 - （2） 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが発覚したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の返還を求めます。

様式第 5 号（第 6 条関係）

結婚新生活支援事業補助金却下通知書

第 号
年 月 日

様

たつの市長



年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援事業補助金については、
下記のとおり交付することを却下したので、たつの市結婚新生活支援事業補助金交付
要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

却下理由

様式第6号（第7条関係）

結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

たつの市長



年 月 日付け 第 号で交付決定をした結婚新生活支援事業補助金については、下記のとおり交付の決定を取り消したので、たつの市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

取消の理由

様式第 7 号（第 8 条関係）

結婚新生活支援事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

たつの市長



年 月 日付 第 号により交付決定し、年 月 日に交付した結婚新生活支援事業補助金について、たつの市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返還額等

返還を命じる補助金の額	円
返還期限	年 月 日